

元気な農業経営による所得1.3倍プロジェクト事業費

事業評価個票（事業実施：平成30年度）				部局名	農林水産部			
短期アクションプラン	テーマ	テーマ4 地域の豊かさを支え、高いブランド力で国内外に展開する農林水産業						
	施策	施策1 多様な人材が活躍できる農業経営の実現						
	目的	新規就農者の確保や競争力の高い経営体の育成、中山間地域農業の振興と地域活性化により、意欲ある多様な農業者が活躍できる農業経営の実現を図る。						
	目標指標（R2）	① 生産農業所得 ② トップランナー数(うちスーパートップランナー数)	① 1,100億円 ② 2,000(260)経営体					
	策定時の実績	—	現状	① 851億円(H26) ② 957(128)経営体(H27)	主要事業	(1) 地域農業を支える多様な人材の育成・確保 (2) 競争力の高い経営体の育成 (3) 中山間地域農業の振興と地域活性化		
事業名	元気な農業経営による所得1.3倍プロジェクト事業費	担当課・担当	農政企画課 農林水産業所得向上担当 農業経営・担い手支援課 農業経営支援担当					
事業開始年度	平成29年度	事業終了(予定)年度	令和2年度					
事業の目的 (目指す姿を3行程度で簡潔に)	高い経営力を持ち地域農業を牽引する「トップランナー」や「スーパートップランナー」の育成、並びに、農業・農村の多面的機能や地域コミュニティの維持にとって重要な役割を担う「小規模稲作農家」の農業経営を支援し、意欲ある多様な農業者が活躍できる農業所得の高い「農業県やまがた」の実現を図る。							
事業概要 (5行程度で簡潔に)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営力の高いスーパートップランナーの育成に向けた「やまがた農業経営塾」の創設 ・ 経営発展に向けたビジネスプラン策定を支援するための専門家アドバイザーの派遣 ・ トップランナーやスーパートップランナーを目指す農業者の経営発展の取組みへのオーダーメイド型支援(補助率1/3) ・ 意欲ある小規模稲作農家が小面積でも所得を確保できる農業経営への転換を目指す取組みへのオーダーメイド型支援(補助率1/2) 							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他 上記実施方法とする理由: 専門的な技能・知識を有する者に委託することで高い効果が期待でき、また、農業者の取組みを補助することで農業の発展の加速化が期待できるため。							
予算額・決算額 (単位:千円)	費目(予算見積書のグループ名)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
	やまがた農業経営塾の創設/運営		5,276	5,504				
	ビジネスプラン策定支援		6,580	4,245				
	高い経営力を持つ農業者育成支援		80,000	62,000				
	小規模稲作農家支援		10,000	—				
	事業の審査・指導		599	359				
	計	0	102,455	72,108	0	0		
財源内訳 (単位:千円)	国庫支出金		5,276	8,245				
	繰入金							
	その他特定財源			220				
	一般財源		97,179	63,643				
	計	0	102,455	72,108	0	0		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
	① やまがた農業経営塾の受講者数(単年度) ② 専門家アドバイザーの派遣回数(単年度) ③ 補助事業の支援件数(単年度)	活動実績	① 人 ② 回 ③ 件		① 14 ② 12 ③ 26	① 15 ② 43 ③ 22		
		当初見込み	① 人 ② 回 ③ 件		① 10 ② 100 ③ 43	① 10 ② 100 ③ 43	① 10 ② 100 ③ 43	① 10 ② 100 ③ 43
	成果指標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標 (所管部局の分析)	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
① 生産農業所得(当該年度の県全体額) ② トップランナー数(累計) ③ スーパートップランナー数(累計)		成果実績	① 億円 ② 経営体 ③ 経営体	① 1,074 ② — ③ —	① 1,225 ② — ③ —	① 未確定 ② — ③ —		
		目標値	① 億円 ② 経営体 ③ 経営体		① 1,020 ② — ③ —	① 1,050 ② — ③ —	① 1,080 ② — ③ —	① 1,100 ② 2,000 ③ 260
達成度		%						
関連事業								

事業目標の考え方(事業目標設定時)

高齢化の進行等により農家や農業就業人口が減少しており、本県の農業生産力の低下が危惧されている中で、本県農業を維持・発展させていくためには、農家等の減少に伴う農業生産の低下分を補完できる生産力を持った農業経営体の育成が不可欠である。
 そのため、高い生産力と経営力を持ち、他産業と遜色ない水準の所得を確保できるトップランナーや次代の経営モデルとなる地域に雇用を生み出す企業的な経営を実践するスーパートップランナーの育成が必要である。
 本事業目標は、本県農業の維持・発展、生産農業所得についての東北地方における本県の順位(現状の2位から32年には1位へ)、その生産農業所得の目標達成時に想定されるトップランナー数等を勘案して設定。

事業所管部局による評価・検証

	項目	評価	評価に関する説明
事業目標の妥当性・達成度	事業の目的は県民や社会のニーズを的確に反映しているか。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業就業人口の減少による生産力の低下が危惧されている中で、競争力の高い経営体を育成することは、本県農業の維持・発展を図り「農業県やまがた」を実現するために重要であり、優先度が高い事業であるとともに、県が実施すべき事業である。 ・ 平成30年の生産農業所得統計は令和元年12月下旬に公表の見込みである。 ・ 「やまがた農業経営塾」の受講者や専門家派遣を受けた農業者からは大変勉強になった旨の感謝の声が寄せられており、経営力の向上に寄与していると考えられる。 ・ 平成30年度補助事業により整備した施設・機械等に関する実績報告は令和元年5月31日までに報告を受けることになっているが、現時点では有効に活用されていると考えられる。
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	A	
	目標水準は妥当か。	A	
	期待する成果が得られたか。	A	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	A	
事業内容の妥当性	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	C	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「やまがた農業経営塾」は想定を上回る人数の利用があった。 ・ アドバイザー派遣数は当初見込みより少なかったが、山形県農業経営相談所の取組みを活用したことから前年よりは増加した。 ・ 補助事業の件数は当初見込みより少ない件数になっているが、補助対象経費は目標達成に必要な不可欠な費用に限定している。 ・ 本補助事業は3年間で農業所得を1.3倍以上に大きく発展させるための取組みをオーダーメイド型で支援するものであり、目標に応じて他の補助事業と役割を分担している。
	支出先の選定は妥当か。	A	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	A	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	A	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	A	
	類似の事業がある場合、他部局等と適切な役割分担を行っているか。	A	
の役割分担	市町村、民間等に委ねることができない事業なのか。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山形県の“基盤産業”として農業の全体的な発展を推進するためには、県内の農業者間で機会の差が生じることのないよう県が行う必要がある。
今改後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度は、トップランナーを目指す農業者に対しては、県単のオーダーメイド型補助で支援することとし、既にトップランナーにある経営体に対しては国庫事業「強い農業・担い手づくり総合支援事業」を活用して支援することとした。 ・ 平成30年度に設立した「山形県農業経営相談所」による「専門家アドバイザー派遣」について、より一層の利用促進を図るために体制の整備や周知・徹底に努める。 		

・事業所管部局による評価にあたっては、以下の4つの選択肢から、1つを選ぶこと。

A: 目標を上回って達成する見込み。期待通りの成果(100%以上)。妥当。

B: 目標を概ね達成する見込み。概ね期待通りの成果(80~99%)。概ね妥当。

C: 改善の余地あり。期待した成果を下回っている(79%以下)。

ー: 該当しない